

## 過去の構築物の意識化されない「かすかな痕跡」に関する研究

～日本における城郭の堀を対象として～

**Research on the unconscious vestige of old structure**

～A case study of the “HORI” on Japanese castle～

建築デザイン分野

大庭矩文

本研究は文化財をより自由に活用できるものとして位置づける事を目的に、過去の構築物である城郭の堀を対象に、残存部だけでなく意識化されないかすかな痕跡を含め、文化財保護制度との関わりや、その史的変遷について調査した。その結果、堀が各時代において多様な価値を帯びてきた事。現代の都市で軸線として機能し続けている事。都市の固有性を担保している事を明らかにした。かすかな痕跡が現代にも認められうる価値を内包する事を証明し、それを認識する事の必要性を示した事が本研究の最大の成果である。

This research was conducted for the purpose of positioning as you can take advantage of the cultural assets more freely. About moat of the castle is the past of the construct, involvement and of the cultural property protection system of vestige that are not conscious of not only remaining portion, was investigated for its historical transition. As a result, I prove that moat has been charged with a variety of value in each era. Continues to function as the axis in the modern city. Ensure the uniqueness of the city Vestige is to prove that it encloses the value that can also be found in the modern, it is the largest of the results of this study indicated the need to recognize it.

### 1. はじめに

#### 1-1. 研究の背景と目的

私はこれまで、江戸時代の藩校の研究を行ってきたが、調査過程でその保存状態の悪さを知り愕然とした。文化財として保護対象に指定されたものですら、その多くが有効に保存・活用されているとは言い難い状況にあったのだ。そんな中、建築家・宮本佳明氏の著作である「環境ノイズを読み、風景をつくる」と出会い、現代に残る過去の構築物の遺構は歴史のレイヤーの積み重ねによって生じたもので、その裏には異なる時代の異なる意図が刻み込まれている事を知り、それを意識化していく事の重要性に気付かされた。遺構として認識される過去の構築物は、時代を経る中で様々な価値に照らされ、変更、付加、消失といった操作が繰り返され、周囲とのせめぎ合いを経た結果なのである

昨今、文化財保護の議論において、「文化財の利活用の促進」というテーマが注目されている。だが、その取り組みは一部の文化財を除きあまり進んでいないのが現状である。私はその最大の理由として、文化財は作られた当時の示す価値の通りに享受されるべきといった原理主義的な認識にあると考えている。確かに、

文化財そのものの持つ価値や在り方は尊重されるべきだが、同時にこれまで如何なる歴史のレイヤーがそこに積み重ね上げられてきたのかといった、経緯の部分についても踏まえ、文化財の価値を判断する必要があるのではないだろうか。というのも、文化財の利活用を前提に考えれば、それは人々により幅広く自由に活用できるものとして認識される状態にしていく必要があり、形式的な捉え方だけではもはや限界なのだ。

そこで、本研究は現代に残る歴史的遺構を起点に、人々に意識されず、これまで語られる事のなかった過去の構築物の「かすかな痕跡」を調査することで、それが各時代において、周囲とどのような関係を築き、如何に位置づけられてきたのか、明らかにしていく。現在の「遺構」を「かすかな痕跡を伴った遺構」としてその価値を補強することで、今後、文化財が幅広く活用できるものとして認識され、より自由な創造を可能とするよう位置づける事を本研究の目的とする。

#### 1-2. 研究対象の設定と位置づけ

過去の構築物が積み重ねた多様な価値を提起する為、各時代で様々な価値が付加されてきたと考えられる遺構について検討した結果、城郭における堀が浮上した。

堀は境界線としてエリアへの新しい価値の流入の最前線であり、事物のせめぎ合いが極めて発生し易い場所である。その攻防の積み重ねが遺構に多様な価値をもたらすと考え、堀を研究対象に設定した。

関連研究について調べたところ、堀の残存部分や、堀の城郭内部との関係について述べたものは多くみられたが、残存部分とともに消失部分（かすかな痕跡）を含めた枠組みで、歴史の総体として捉えた研究は見あたらない。そこで、本研究はこのような枠組みをとるなかで、かすかな痕跡を含めた堀が、都市とどのような関係を築き、如何なる価値を持つのか述べていく。

### 1-3. 用語の定義

本研究にあたり、過去の構築物を示す用語、堀の周辺用語について以下の図1、図2の通りに定義する。

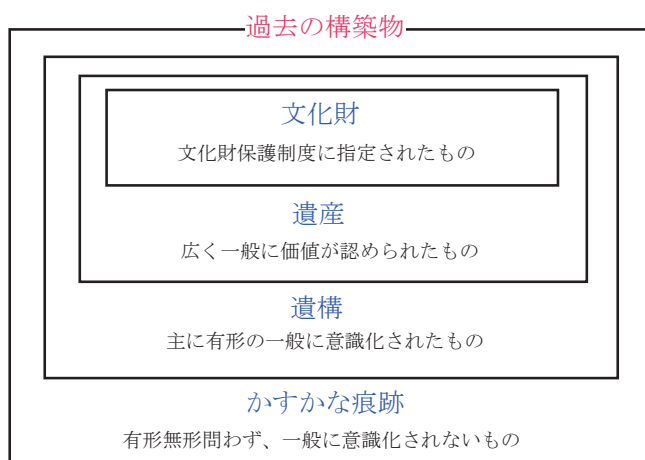


図1. 過去の構築物の定義

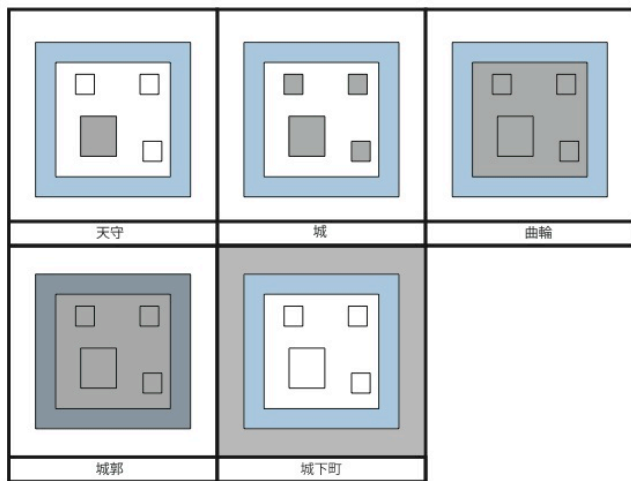


図2. 堀の周辺用語の定義

### 1-4. 研究方法

本研究は、まず堀の概要や歴史、日本の文化財保護制度を整理し、各時代で堀の位置づけが保護法制のなか、如何に変化していったのか述べていく。次に、明治維新の際に存在した城郭の堀を個別に調査し、堀が現在の都市に如何なる影響をもたらしているのか述べていく。最後に、研究成果を総括し、今後の展望として今後の文化財の在り方について問題提起をはかる。

## 2. 日本の文化財保護制度と堀の在り方の変遷

本章は、表1で示す日本の文化財保護制度の変遷が各時代で堀に如何に影響を及ぼし、堀がどのような価値を帯びて、位置づけられてきたのか述べていく。

表1. 文化財保護制度の変遷

年代		制定された法律、及び改正
1871年	明治4年	古器旧物保存方
1897年	明治30年	古社寺保存法
1919年	大正8年	史蹟名勝天然記念物保護法
1929年	昭和4年	国宝保存法
1933年	昭和8年	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律
1950年	昭和25年	文化財保護法
1954年	昭和29年	文化財保護法（昭和29年の第一次改正）
1975年	昭和50年	文化財保護法（昭和50年の第二次改正）
1996年	平成8年	文化財保護法（平成8年の第三次改正）
2004年	平成16年	文化財保護法（平成16年の第四次改正）

### 2-1. 城郭の明治維新後の処分

1873年、明治政府は「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」を発し、幕藩体制における城郭や陣屋の存廃について示した。存城処分となった城郭や陣屋は、遺産として価値を認められたのではなく、軍用として陸軍が使用する事が決められたに過ぎない。この時点で、旧古器物保存方は制定されていたが、同法は寺社を対象としたもので、城郭や堀はその対象ではなかった。また、維新後間もない時期の為、旧体制の遺物として、体制側からはネガティブな感情で認識されていたと考えられる。廃城処分となったものは、大蔵省の普通財産に所管が移り、建物の取り壊しを条件に自治体や個人へと払い下げとなり、その多くが形を失った。ただ、例外的な事例もあり、彦根城は明治天皇の巡幸に際して保存の恩命が下り、さらに修理費についても下賜されたケースや、二条城は一時、陸軍所管になったが、後の1884年に宮内省に移管され二条離宮となり保存活用されたケースなどがある。さらに、和歌山城のように旧藩士が積極的に保存に関わった事例や姫路城のように陸軍省自ら、保存を上申する例もあり、これらの城郭や堀に関しては大部分が原型をとどめている。しかし、この時期に多くの堀がその価値を失い、消失した事は述べておかなければならないだろう。

### 2-2. 城郭に対する認識が変わる瞬間

堀が法的に、保護対象となるのは維新から約60年を経て『旧国宝保存法』が成立した1929年になる。同法では寺社に加え城郭が保存対象となり、数件であったが堀が史上はじめて法的に保護される事になった。これまでの経緯から、堀を含め城郭を文化財として保護するという事は非常に画期的なことで、前体制の遺物が、文化財に変わった瞬間である。同法は以後の堀の取り壊しの意味を大きく変える事に繋がり、既存のレジームを変えたものだったと言えるだろう。しかし、

保存対象に指定されなかった堀の消失は進み続けた事から、堀の価値を認識し、保存するという動きまでは作り出されなかったと考えられる。

### 2-3. 文化財としての堀の位置づけの低下

1950年、現在に続く『文化財保護法』が制定された。同法で導入された二段階指定制度によって物の価値にヒエラルキーをつけ保護するといった考えが取り入れられる。指定の段階で既に始まっている価値の順位付けを、さらに文化財そのものの中に行う事で、堀の位置づけを歪ませる事に繋がったと考えられる。城郭を成す一要素の城と堀の間に、あるはずの無いヒエラルキーを与える事は、それらが一体となり城郭を形成しているという事実を無視するもので、どちらがより価値のあるものだという順位付けの議論は本来成立しないはずだ。この制度が以後の堀を含む城郭の保護の眼差しに負の影響を与えたと考える。実際に、これまで堀の消失は城の建築の消失を伴うものだったが、1950年以降は堀だけ消失し続けたのだ。この事実は保護法の作り出す価値の順位付けの問題を浮き彫りにした。

また、同法によって文化財保護委員会が発足し、文部省に設置された。この文化財の文部省への紐付けが、堀の価値の提起を学術的側面に偏重させるきっかけになる。この事も以後の文化財としての堀の位置づけを決定的づける分岐点だったと言えるだろう

### 2-4. 文化財としての堀の位置づけの更新

1975年、文化財保護法は第二次改正を迎える。この時には堀を含めた城郭は城跡としての文化財指定が成されており、維新後から続いてきた堀の消失はおさまっている。この改正はこれまで指定された文化財と共に、それと一体の価値を形成しているものについても、文化財と認める方針を打ち出した。城郭に関しては既に城跡として、堀も一体として保存されてきたのだが、そこにヒエラルキーが付けられてきた以上、文化財に対するこのような認識は、画期的なものだったと言えよう。以後、堀は城郭の欠かせない一要素として明確に認識されるようになった。

### 2-5. これからの文化財としての堀の位置づけ

1996年、文化財保護法は第三次改正を迎え、文化財の保護の在り方として、新たに指定する近代の文化財に限り、現状変更に関して、許可制から届出制となった。しかし、多くの堀がこれまでに文化財として指定されており、許可制が維持されている。現在、文化財は保存から活用へと軸足を移しつつあるが、届出制という考え方は堀がより現代に見合った価値を提供できる状態へと変わる可能性を秘めたものであり、今後の文化財保護制度の発展の起爆剤になると考えられる。

### 2-6. 小結

本章は堀と堀を保護してきたとされている文化財保

護制度について考察し、制度の変化に合わせ、堀は如何にその価値を変えたのか述べてきた。維新後、城の建築とともに前体制の遺物として冷遇された。その後、城郭が文化財として認められ、堀もその一部として新しく‘歴史的’価値が与えられる。しかし戦後、堀は城郭において文化財保護のヒエラルキーの下位と見なされる。同時期、‘学術的’価値も認められるようになる。高度経済成長を経た日本において、堀と城の建築が城跡として一体の価値を持つものとされるようになり、堀は保護のヒエラルキーの呪縛から開放される。

堀は文化財保護制度における位置づけの変化により、各時代に見合った価値を与えられてきた。その積み重ねの結果、堀は多様な価値を内包することになった。文化財が時代に合わせ変化した、この営みこそが文化財が創造可能性を秘めたものである証左なのである。

### 3. 堀とのかすかな痕跡の調査

本章は堀の史の変遷の調査を通じ、消失したものとして考えられてきた堀のかすかな痕跡が現代の都市に如何なる影響をもたらしているのか論じていく。

#### 3-1. 調査対象と方法

本調査は明治維新の際に存在した近畿地方の21の城郭の堀を対象に、堀を城郭の古絵図から抽出し、旧版地図に起こして時代を追う事で、現代にいたる堀の歴史を明らかにする。そのデータと城郭の歴史などを併せ各城郭の堀の消失理由を考察し、堀の消失傾向、堀の跡地利用傾向について明らかにしていく。最後に、堀のかすかな痕跡が現代の都市においてどのような影響を持つのか述べていく。

#### 3-2. 堀の消失傾向

本節では調査結果を元に、堀の残存率と諸要素をまとめた表2. 堀の残存率と諸要素や調査で作図した堀の地図を示しながら、堀の6つの消失傾向について述べていく。

##### 1) 堀の重なり

二重堀、三重堀で平均残存率を比較すると、二重堀が28%、三重堀が35%と二重堀の方がより消失しやすい事がわかった。理由として、二重堀を持つ城郭の方が城の規模が小さい為、都市開発に直面した際、それを押し戻す力が弱かったからだと考えられる。

##### 2) 堀の位置

最も内側にある堀と最も外側にある堀の平均残存率を比較すると、内側が約49%、外側が約29%と図3. 彦根城のように、外側にある堀の方が消失しやすい傾向にある事がわかった。理由として、城郭を文化財として保護する際の優先度は天守が最も高いとされてきた為、それと一体のものとして認識し易い内堀は残存率が高いが、距離が離れた外堀は消失しやすかったと考えられる。同時に、図4. 宮津城の様に、内堀の方

が外堀に比べより消失している例の全てで、外堀に河川や水路が用いられている事がわかった。

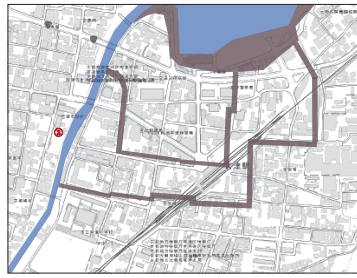
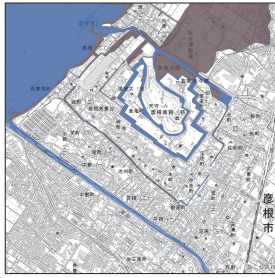


図 3. 彦根城

図 4. 宮津城

表 2. 堀の残存率と諸要素

単堀											
No.	城名	堀の残存率				文化財 指定期	城郭 タイプ	天守の有無		内堀の型	
		全	備考					現存	再建		
6	二条城	◎	完存			前期	平城	×	×	—	
二重堀											
No.	城名	堀の残存率				文化財 指定期	城郭 タイプ	天守の有無		内堀の型	
		内	外	全	備考			現存	再建		
1	膳所城	×	×	×	全消	—	水城	×	×	単純型	
2	水口城	◎	×	△	—	後期	平城	×	×	単純型	
5	園部城	×	×	×	全消	—	平城	—	—	複雑型	
8	宮津城	×	△	×	—	—	水城	—	—	単純型	
12	和歌山城	◎	△	□	—	前期	平山城	×	○	単純型	
13	高槻城	×	×	×	全消	中期	平城	×	×	複雑型	
14	大坂城	◎	◎	◎	—	中期	平城	×	○	単純型	
21	龍野城	×	×	×	全消	—	平山城	—	—	単純型	
三重堀											
No.	城名	堀の残存率				文化財 指定期	城郭 タイプ	天守の有無		内堀の型	
		内	中	外	全			備考	現存		再建
3	彦根城	◎	◎	×	○	—	中期	平山城	○	×	単純型
4	大和郡山城	◎	○	×	△	—	中期	平山城	×	×	複雑型
7	淀城	□	×	×	×	—	—	水城	×	×	単純型
9	丹後田辺城	×	×	△	×	—	中期	平城	×	×	複雑型
10	福知山城	×	×	×	×	全消	中期	平山城	×	○	複雑型
11	丹波亀山城	△	×	□	△	—	—	平山城	×	×	複雑型
15	岸和田城	◎	×	×	×	—	前期	平城	×	○	単純型
16	篠山城	◎	◎	○	◎	—	中期	平山城	—	—	単純型
17	尼崎城	×	×	○	△	—	—	平城	×	×	単純型
18	明石城	×	△	×	×	—	後期	平山城	×	×	複雑型
19	姫路城	◎	□	△	□	—	前期	平山城	○	×	単純型
20	赤穂城	◎	◎	○	◎	—	後期	平城	—	—	単純型

※堀の残存率は100%~80%を◎、80%~60%を○、60%~40%を□、40%~20%を△、20%~0%を×で表す。  
 ※文化財指定期は前期が~1949年、中期が1950年~69年、後期が1970年~である。  
 ※内堀の型は一筆で描けるようなものを単純型、複数の線の組み合わせによって作られるものを単純型に分類する。

### 3) 文化財保護指定

文化財に指定される時期を前期・中期・後期の三期に分けて平均残存率をみていくと、前期は約 50%、中期は約 37%、後期は約 45%である事がわかった。前期が一番、残存率が高い事は文化財保護制度の持つ意味を考えると理解されるが、中期は後期のものに比べ残存率が低い。これは中期までの時期、外堀を中心に文

化財指定されても消失が続いた事と、残存状態がそもそも良いものが指定された事がその理由として考えられる。これらの傾向から、文化財として指定される事が必ずしも保存に繋がっているわけではない事がわかった。ただま、文化財未指定の堀の平均残存率は約 16%にとどまっている事も指摘しておかねばならない。

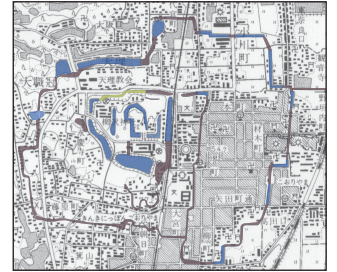
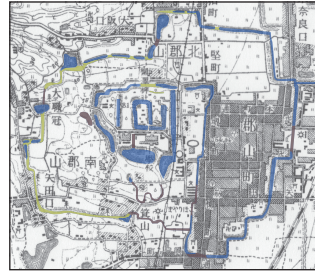


図 5. 1954 大和郡山城

図 6. 1967 大和郡山城

(文化財指定前)

(文化財指定後)

### 4) 城郭タイプ

平城と平山城で内堀の平均残存率を比較すると、平城が約 50%、平山城が約 58%と平城の方が消失しやすい事がわかった。しかし、最も外側の堀を比較すると結果は逆転し、平城が 38%、平山城が 24%と平山城の方が消失しやすい事がわかった。内堀については、平城は平地に作られ、平山城は自然地形を利用し小高い丘に作られるため、内堀への都市開発が、平城の方が進みやすかったことが考えられる。最も外側の堀については、どちらも平地に位置するが、平山城は天守に向けて勾配があるため、それを避けるため、堀の位置する場所での開発が激しく行われたためと考えられる。

### 5) 天守の有無

天守を持つ城について、天守が現存または再建された城の平均残存率は約 46%、消失状態にある城は約 28%で、消失状態にある城の方がより堀の消失傾向が高い事がわかった。この傾向は城を象徴する天守が城の存在を人々に周知させるアイコンとしての役割を果たし、人々の間に広く城の存在を意識させ、堀を含めた城を守る意識を働かせていることが理由として考えられる。文化財が人々に意識される事が保存に繋がる、その相関関係が明らかとなる傾向と言えよう。

### 6) 内堀の形態

内堀の形態を一筆で描けるような単純型と複数の線の組み合わせによって作られる複雑型に分類し、それらの平均残存率を比較すると、単純型が約 62%、複雑型が約 20%と大きな違いがあり、内堀は複雑なほど消失する可能性が極めて高い事がわかった。これは、城郭が都市空間において貴重な大規模にまとまった土地であり、明治以降このような条件を求めるビルディングタイプが立地する事で、複雑な堀は建設の阻害要因となるため埋め立てられたと考えられる。

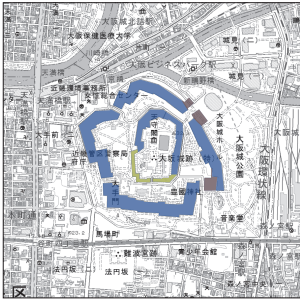


図 7. 大坂城  
(単純型)

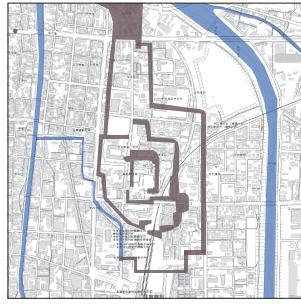


図 8. 丹後田辺城  
(複雑型)

### 3-3. 堀の跡地利用の傾向とその理由

本節では調査結果を元に、堀の跡地利用傾向について考察していく。ここでは、以下に示す現在の堀消失部分と城郭部分の主な用途をまとめた表 3 や調査で作図した堀の地図を示しながら述べていく。

#### 1) 宅地化

外堀跡の約 9 割が宅地として利用されている。多くの場合、外堀は城下町を囲むように整備されていたが、近代以降、都市が拡張していく過程で住宅街に埋没するように宅地化していったと考えられる。表 3 の城郭部分の主な用途においても、外堀跡部分を中心にほとんどの城郭で住宅街に変わった事が確認される。ただ、図 9. 姫路城の様に住宅街と折り合いをつけ、住宅街を流れる小さな水路として残存する堀もある。



図 9. 姫路城

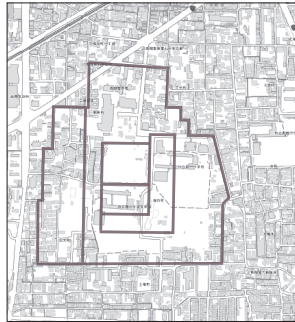


図 10. 高槻城

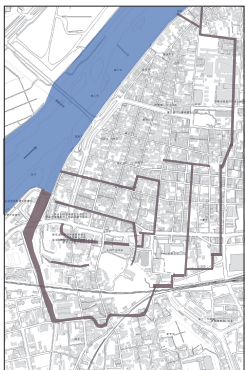


図 11. 福知山城



図 12. 岸和田城

#### 2) 道路

内堀跡の半数以上、外堀跡は 9 割以上が道路として利用されていた。都市の近代化にともない、道路を増設や、拡幅をする必要に迫られた結果、堀が江戸期の

都市において軸線であったため、そこをトレースするように道路が計画され、堀が埋め立てられたと考えられる。また、個別の調査において、図 11. 岸和田城にみられた、曲線的な堀跡についても道路として利用されている事が確認できる。それらは直線的で規則的な街区割りに対し、不規則に刻まれたものであり、秩序を乱すものとして捉えられ兼ねないが、都市構造を成立させる上で必要な形状であったからこそ、同じ形状が道路に置き換えられ残存していると考えられる。

#### 3) 大規模土地利用

城郭部分の主な跡地利用例として、図 10. 高槻城のように、公園、学校、駐車場、グラウンドなどが多くみられる。これは堀の消失部分でも同様で、城跡は都市空間の中に入まれる比較的大規模にまとまった土地である事から、このように利用され場合が多い。また、このような跡地利用の傾向は、特に内側に近い堀跡周辺に多い事もそれを裏付ける事実と言えるだろう。

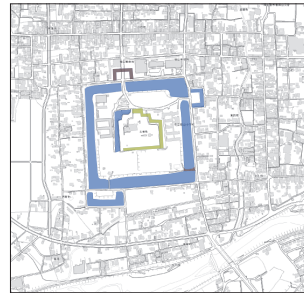


図 13. 高槻城

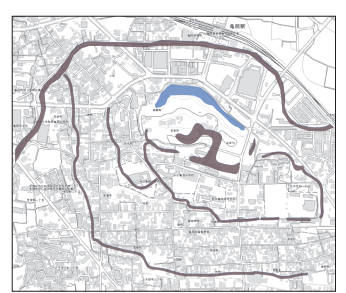


図 14. 丹波亀山城

### 3-4. かすかな痕跡が現代都市にもたらすもの

本節では、堀跡が‘かすかな痕跡’として如何なる形で、現代の都市に影響をあたえているのか述べていく。一点目として、堀跡が都市の軸線としての機能を持ち続けている事である。堀の跡地利用の主要な例として道路に移り変わった事からも言えるのだが、かつて堀のあったラインに応じるように道が造られ、街区が割られているのである。これは堀のかすかな痕跡が現代の都市の在り方を示している例と言えるだろう。二点目として、軸とはならない曲線を描く堀の跡がその土地‘らしさ’のある風景を作り出していることだ。そもそも曲線的な堀は自然地形に従って作られたものが多いが、宅地として整備された以降も、過去に堀が存在した事で、土地が持つ本来の形態を現在の都市が継承する事を可能としているのだ。それによって歪な街区や細かい小道が都市に追加される事で、その土地らしい風景を作り出しているのである。

現在、以前堀が存在した場所は目にはみえないものになり、人々の認識の外にある。しかし、それが都市にもたらし続けるものを理解したとき、かすかな痕跡は意識化されるのである。



## 討議

### 討議 [ 嘉名准教授 ]

城郭が現在の都市計画に影響を与えている事については、同意するが、結論として風景などについて言及するならば、地図を用いての検討だけではマクロな視点でしか語れない。もっと、現地調査などを行い、ミクロな視点で調査を行っているのか？

### 回答

今回は、古地図から堀を抽出し、それを旧版地図におとし、時代をさかのぼっていくといった調査をおこなったもので、そこからその街の固有の風景に繋がるような現象をみていきました。現地の調査は数件を除き行っていません。

### 討議 [ 嘉名准教授 ]

現地調査の分析は行っていないのか？

### 回答

サンプルが少ないため、分析といった形までは至りませんでした、

### 討議 [ 嘉名准教授 ]

つまり、地図上で確認しただけで、それが、らしきをもった風景に繋がると言う話では、風景を語るにはあまりにも根拠が希薄だとおもう。

### 討議 [ 嘉名准教授 ]

城郭や堀の形態別に検討などしていないのか？

### 回答

堀の形態については二重堀、三重堀などについて検討しました。

### 討議 [ 嘉名准教授 ]

現代の都市で、堀の内側に市街地が入り込んでいるものなどがあるが、そういったものについても分析すべきだ。

全体として当たり前前の事を言っているだけだ。

### 討議 [ 横山准教授 ]

なぜ、タイトルに「かすかな痕跡」という言葉を用いたのか？

### 回答

この研究では、現在に残っている遺構だけでなく、時間の経過とともに、消失した部分について研究したいと考えました。そのなかで、消失したものであっても、例えば堀の場合、埋めたてられたとしてもそれは地中の中で形としては実は残っている訳で、そのような意味において形が完全に消えてしまったわけでないので、それを「かすかな痕跡」という言葉を用いて表現する事にしました。

### 討議 [ 横山准教授 ]

梗概に「研究を通じ、人々に意識されない過去の構築物の痕跡はその歴史の道程で様々な価値を帯びてきた事。さらに、現代においても認められうる価値を持つことを示し、現在の「遺構」を「確かな、かすかな痕跡を伴った遺構」としてその価値を補強し位置付けた事が本研究の最大の成果である。」と書かれているが、この中身は具体的にどこで証明されているのか？

### 回答

やった事に対して、成果を大きく書きすぎたので修正したいと思う。

### 討議 [ 横山准教授 ]

梗概に書かれた研究の成果に中身がない、これは研究ではない。

### 討議 [ 吉田准教授 ]

堀が、その街‘らしい’風景を作り出していると梗概に書かれているが、具体的にどのような事例をもって言えるのか。

### 回答

梗概にそれが分かる様子をビジュアルとしてまとめていないため、示すのが難しいが、例えば曲線的な堀は自然の地形に由来したもので、その形状が現在の都市に刻まれているという事は、らしきのある風景を作る事に繋がっていると考えている。